

防衛省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
78	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防団員等の消防車の運転に関する免許制度や自衛隊が実施する自動車運転に関する教育を消防団員等が受講可能となるような制度等の創設	平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に残っている若い人材が消防団員等として消防団に加入して、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができます。消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支援を求すこととなる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防犯の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求めらる。 【求める措置】 ①各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。 ②教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支援が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。 ①、②の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	実際の道路交通環境下における安全性を確保することなく、消防団所有自動車運転できる消防団員の確保が可能となることから、消防活動や災害時の初期活動の体制が強化される。 また、地域活動の担い手である消防団員や地域住民がその地域を助ける自衛隊とつながりを持つ機会が生じることになり、その他の人的つながりや災害時の自衛隊と地域住民や消防団員の連携強化にもつながることになる。	道路交通法 道路交通法施行令 まも・ひと・こと創生 総合戦略 消防学校の教育訓練 の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第128条の2	警察庁、総務省、防衛省	鳴沢村、市川三郷町、田川町、藤原町、流石山町、志志村、西桂村、山手湖村、葛土河口、小菅村、丹波山村	山梨県(14町村) 共同提案 幹事団体-山梨県鳴沢村	南陽市、ひたちなか市、津原市、石川町、南アルプス市、多治見市、山県市、田原市、千早赤松村、宇和島市	○平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に残っている若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支援を求す状態である。 ○前回は、消防団員2084名を有し、毎年80人程度の新入団員を揃えていて、今後、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない団員が増加し、消防活動等に支援できず、地域の安全安心を確保することができなくなるため、対象の消防団員が、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できるようになるような特例の創設に要請するものです。 ○本市消防団においては、3.5トン以上の消防車両を38台所蔵しており、平成29年3月12日の道路交通法の改正による普通運転免許で運転できる自動車の総量は3.5トン未満となったことで、消防団からも今後の消防ポンプ車の運転について心配の声があげられています。 現在、本市でも今年度消防団に加入した団員1名が平成29年3月12日以降に普通運転免許取得を希望しており、今後、同様の団員が増加していくことで消防団活動に支援が図ることが予想されます。 こうした状況を踏まえ、消防団所有の消防ポンプ車の運転に必要な免許を、取得しやすくなるような特例制度の創設を希望します。 ○本市においては、4月1日現在、改正後の普通免許を所持する消防団員が5名を擁しており、今後は更に増加していくと見られます。また、保有している消防ポンプ自動車は29台すべてが3.5トン以上の仕様となっている。 以上のことから、提案されている「消防学校での消防車両の運転に関する教育を受講し、自衛隊が実施する自動車運転に関する教育を消防団員等も受講可能とするような制度等の創設」は非常に有効な手段であると思われる。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
78	<p>【警察庁】</p> <p>建設省の提案論議の理解が当たって、本年6月29日開催の「地方分権改革審議会」の資料6を参照して、以下のとおり回答する。</p> <p>【(1)について】</p> <p>公安委員会から指定を受けた自動車教習所(以下指定自動車教習所という。)で技能教習を受ける者(以下一定の要件を満たす者。道路交通法第7条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)は、運転免許取得の技能試験が免除されることがある。職業や年齢等に関して一定の要件を満たす自動車教習所は、当該指定を受けることができる。したがって、消防学校や消防学校の併設を受けた自動車教習所(以下「消防学校等」という。)が、当該一定の要件を満たす自動車教習所となることがある場合においては、当該消防学校等で一定の教習を受けることが可能である。</p> <p>以上のことから、御提案の内容に、消防学校等における中型自動車免許に係る教習を終えた者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第7条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)について、指定自動車教習所を指定した者と併称し、当該免許に係る技能試験を免除せよというものが含まれているのであれば、これについては、消防学校等が一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法で対応可能である。</p> <p>また、御提案の内容には、緊急自動車の運転資格の審査(以下「審査」という。)に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許に係る技能試験を免除せよというものが含まれているものと承知しているところ、技能試験は、取捨しようとしている運転免許に係る自動車運転を安全に運転することが基本的な運転技能を有している旨が審査するものである一方、審査は、公益性の高い緊急用車のために道路を迅速に通行するために必要な高度の運転技能を有している旨が審査するものであり、道路交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転技能を有する旨が緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっている。</p> <p>したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは不適当である。</p> <p>【(2)について】</p> <p>御提案の内容を実現するためには、消防員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講することができる必要があるところ、まずは防衛省において判断されるべきであることから、先行から回答は差し控える。</p> <p>【(3)について】</p> <p>警察庁の趣旨が、消防学校等で教習を受講することをもって、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいものであるれば、警察庁が所管する道路交通法の制度に関するものであることから、先行から回答は差し控える。他、御提案は…消防学校を設置しなければならない」と規定されており、同条第4項の規定において「消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するよう努めなければならない」とされている。この消防庁が定める消防学校の教育訓練の基準」第1条においては、「消防員に対する特別教育の到達目標並びに科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。」とされており、各消防学校において、地域の実情に応じた必要な教育訓練の充実に努めるものと考えている。</p> <p>また、「平成29年1月28日付け消防地区2号消防庁次長通知」において、「消防員の中型自動車免許に係る教育訓練の創設と、」地域の実情に応じて、消防自動車の実用性等を合わせて、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用」について要請しているところ、さらに、平成29年度5月12日以降に普通免許を取得した員が中型免許を取得する経路に対して、地方公共団体が実施を行った場合の当該運転資格の一定割合について、平成29年度から特別交付税措置を講ずることとしている。</p> <p>【(4)について】</p> <p>御提案の自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防員等も受講可能とするについては、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、先行から回答は差し控える。</p> <p>【防衛省】</p> <p>防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条において、「法令で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行の支障を生じない限りにおいて、当該受託を受け、及びこれを実施することでもよい」と定められており、自衛隊法第101条の2において、受託を受けることができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下傘の試験降下」「潜水艦の試験乗組」「潜水艦の乗組員」に限定する旨と規定されている。</p> <p>今回の提案については、消防員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して教育の受託を求めるものがあるが、これら上記に述べたような技術者の教育訓練に該当せず、また、一定の教育を受ける期間の自動車運転資格が複数あることには対応されていないことから、他に教育訓練の施設がないと認めるときにも該当せず、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊として受託することはできないことについて御理解を願いたい。</p>	<p>○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得していても、車中置の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の初期活動に支障を来すことが想定されるほか、免許取得が負担になるとを理由とし、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になることが考えられる。</p> <p>○また、消防員において、現行制度での免許取得についても消防員が希望していたが、運転免許取得費用に対する負担軽減制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入に加え、新たな免許制度による消防活動の支障に陥るおそれがあることは、どのような施策を実施できるのか、ということも、省庁の枠を超えて検討していただき、周知願いたい。</p> <p>○消防団活動の支障となっている(また将来的になるであろう)が幅員に規定できないこと(また改めて整理したい)と、できる限りない期間(準備期間)による消防車両の保有可能なような制度スキームを創設することは、消防団員の免許取得の負担軽減につながるが、消防車両を運転できる団員の確保に資することを目指す。消防団活動として、消防学校又は消防学校を併設する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能教習を受けられることを明らかにしていただきたい。</p> <p>○また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受入れについて、再検討いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○総務省において、車中置の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を図るとして支援するため、運転免許制度の改善等を省庁と調整すべきではないか。さらに、車中置免許取得費用の特典交付税での助成や普通免許で運転可能な消防車両開発のほかに、現場の支障を解決するための施策を検討すべきではないか。</p> <p>○警察庁において、消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が準中型免許を取得しやすくなるように、運転免許制度の見直しについて検討していただきたい。</p> <p>○また、自衛隊自動車訓練所での技能教習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を受けた消防団員の半分の免許取得費用を支援すべきではないか。</p> <p>○防衛省において、年齢・運転経験年数に關心(中型車以上の運転免許を取得できる消防自衛隊の自動車訓練所)なく、そのような場合は自衛隊法第100条の2第1項の他に教育訓練の施設がないと認めるときに該当するものと解釈し、自衛隊自動車訓練所で消防団員の教育訓練を受け入れられるべきではないか。</p>			